

◎新潟県告示第304号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和元年8月9日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	15018	登録年月日	平成21年9月9日						
登録検査機関の名称	株式会社 諸長								
代表者氏名	代表取締役 諸橋 勤								
主たる事務所の所在地	新潟県魚沼市十日町352番地15								
登録の区分	品位等検査								
農産物の種類	国内産玄米								
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員				成 分 検 査 業 務 受 委 託 先				
	氏 名	住 所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	
新 潟 県	酒井 英之	新潟県魚沼市干溝 2123-1	玄米	K1515094					
	山田 隆夫	新潟県魚沼市干溝 2122-1	玄米	K1517152					
	諸橋 憲生	新潟県魚沼市晝島 736-3	玄米	K1524007					
	榎本 定雄	新潟県魚沼市七日市 97-3	玄米	K1517176					
備 考	略称『諸長』令和元年8月9日 農産物検査員1名の住所変更。								